

福井県警察職員の勤務時間に関する訓令

平成 7 年 3 月 2 4 日
福井県警察本部訓令第 1 0 号

改正

平成10年3月11日本部訓令第5号	平成11年7月7日本部訓令第12号	平成12年3月15日本部訓令第5号
平成13年11月22日本部訓令第37号	平成16年3月19日本部訓令第14号	平成18年4月28日本部訓令第33号
平成19年3月27日本部訓令第15号	平成20年3月17日本部訓令第12号	平成21年3月5日本部訓令第3号
平成21年12月22日本部訓令第41号	平成22年3月24日本部訓令第27号	平成22年7月22日本部訓令第43号
平成25年3月12日本部訓令第6号	平成26年3月17日本部訓令第10号	平成28年3月14日本部訓令第14号
平成28年12月27日本部訓令第52号	平成29年3月14日本部訓令第6号	平成30年3月14日本部訓令第5号
平成31年3月14日本部訓令第12号	令和2年3月16日本部訓令第18号	令和3年3月10日本部訓令第11号
令和4年3月11日本部訓令第6号	令和4年8月19日本部訓令第26号	令和5年2月28日本部訓令第9号
令和6年3月4日本部訓令第9号		

福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成4年福井県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

福井県警察職員の勤務時間に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「条例」という。）及び福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、福井県警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通常勤務者の勤務時間）

第2条 通常勤務者（条例第3条の規定により日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る職員をいう。）の勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間は、別に定めがある場合のほか、次の表に定めるとおりとする。

勤務の開始及び終了の時刻	休憩時間
開始時刻 午前8時30分 終了時刻 午後5時15分	午後0時から午後1時まで

2 所属長は、公務の運営上必要があると認めるときは、別表1に従い、勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間を変更することができる。

なお、公務の運営上必要があると認めるときは、休憩時間を勤務時間の途中において、繰り上げ又は繰り下げることができる。

（特別勤務者の勤務制、週休日及び勤務時間）

第3条 特別勤務者（条例第4条の規定により週休日及び勤務時間を割り振る職員をいう。）

以下同じ。)は、別表2に掲げる職員とする。ただし、事務処理上の必要により、特別勤務者とすることが困難な職員については、この限りではない。

2 所属長は、別に定めがある場合のほか、特別勤務者の勤務制を別表3に従い、指定するものとする。

3 特別勤務者の週休日及び勤務時間の割振りは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 割振り単位期間は、3週間又は4週間とする。

(2) 当該期間内に1週間当たり2日の週休日を設けるものとする。

(3) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

(4) 正規の勤務時間(条例第2条から第5条までに規定する「1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分」の勤務時間をいう。以下同じ。)を割り振られた日が引き続き12日を超えないものとする。

(5) 1回の勤務に割り振られる勤務時間は、15時間30分を超えないものとする。

4 所属長は、特別勤務者について、前3項の規定及び別表3の基準に従い、週休日及び勤務日(勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)を明示した勤務計画表を作成しなければならない。

5 所属長は、公務の運営上必要があると認めるときは、第3項各号のいずれにも該当する限りにおいて、勤務の開始及び終了時刻を変更することができる。

(勤務条件の特殊事情)

第3条の2 職員の勤務条件の特殊事情により、前2条の規定により難しいものについては、所属長が本部長の承認を得て定めることができる。

(早出遅出勤務)

第4条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に早出遅出勤務(一定期間継続して、1日につき7時間45分の勤務時間が割り振られた日の勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間を別表1に従い、変更する勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。ただし、交替制勤務及び公務の運営に支障がある場合は、この限りでない。

(1) 中学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)のある職員が当該子を養育するために早出遅出勤務の請求を行った場合

(2) 条例第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が要介護者を介護するために早出遅出勤務の請求を行った場合

(3) 所属長が組織的な支援を要すると認める職員が早出遅出勤務の請求を行った場合

2 前項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(休憩時間の短縮)

第4条の2 所属長は、規則第4条の2に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときに限り、当該申出にかかる休憩時間の短縮を認めることができる。

2 前項の申出は、福井県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成7年福井県人事委員会告示第1号)第4の5に定める休憩時間変更事由申出書(様式第1号)により行うものとする。

3 所属長は、第1項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をし

た職員に照会するなどその内容について確認することができる。

- 4 職員は、規則第4条の2第1項に掲げる要件を欠く事由が生じた場合には、速やかに申出書を所属長に提出しなければならない。
- 5 所属長は、前1項により申出の承認をしたとき及び前項により申出事由が消滅したときは、速やかに申出書の写しを警察本部警務課に提出しなければならない。
- 6 前5項に規定するもののほか、休憩時間の短縮の申出に関し必要な事項は、本部長が定める。

(時間外勤務等)

第5条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときは、職員に正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

- 2 前項の勤務の上限に関するものは、規則の定めるもののほか、本部長が別に定める。
(週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更の原則)

第6条 所属長は、週休日に特に勤務することを命じる場合は、可能な限り、週休日の振替え(週休日と勤務日を入れ替えることをいう。以下同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(勤務日の勤務時間のうち4時間を、勤務を命じる必要のある週休日(以下「振替勤務日」という。)に割り振ることをいう。以下同じ。)を行うものとする。

- 2 前項における週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うことのできる期間は、規則第4条第2項により、振替勤務日の属する1週間の期間とする。
- 3 所属長は、前項の規定によることが困難と認められる場合は、規則第4条第3項の規定により、振替勤務日を起算日とする前4週間から後8週間までの期間に限り、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うことができる。
- 4 週休日に7時間45分以上の勤務を命ずる必要がある場合は、可能な限り、週休日の振替えを行うこととし、7時間45分を超えた勤務時間については、時間外勤務として処理するものとする。
- 5 週休日に4時間以上7時間45分未満の勤務を命ずる必要がある場合は、可能な限り、勤務日の勤務の開始時刻から連続し、又は終了時刻まで連続する4時間と割振り変更することとし、4時間を超えた勤務時間については、時間外勤務として処理するものとする。
- 6 週休日に4時間未満の勤務を命ずる必要がある場合は、時間外勤務として処理するものとする。
- 7 週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合においては、規則第4条第3項の規定により週休日が4週間の割振り単位期間内に4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。割振り単位期間が3週間の交替制勤務の週休日は、割振り単位期間内(3週間)に3日以上となるようにしなければならない。
- 8 週休日の振替えを行う場合において、振替勤務日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日(以下「振替週休日」という。)の勤務時間の開始時刻から終了時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが公務上特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(異動者に対する措置)

第7条 所属長は、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った職員が振替週休日の前に異動となる場合は、異動日前に行った異動日以降の日の週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更にかえて、異動日前に新たに週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うものとする。

(職員への通知)

第8条 所属長は、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行ったときは、当該変更に関する事項を週休日等勤務命令・振替等通知・代休指定簿(別記様式。以下「指定簿」という。)により当該職員に明示するものとする。

(休日の代休日)

第9条 所属長は、第5条の規定により職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、当該休日の後8週間の期間内に当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)を指定することができる。

- 2 前項の規定に基づく代休日の指定は、指定簿により行い、当該職員に明示するものとする。
- 3 第1項の勤務を命じた休日の正規の勤務時間を勤務しない場合は、代休日の指定は無効となる。
- 4 代休日に勤務を命じた場合の代休日の再指定はできない。

(報告)

第10条 警察本部長は、必要があると認めるときは、所属長に対し勤務時間の割振りの実施状況、その他必要な事項について随時報告を求めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
(福井県地域警察の運営に関する訓令の一部改正)
- 2 福井県地域警察の運営に関する訓令(平成元年福井県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。
第6条第4項第2号中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。
(福井県鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正)
- 3 福井県鉄道警察隊の運営に関する訓令(平成5年福井県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。
第7条の見出し及び同条第1項中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。
(福井県警察本部通信指令室の運営に関する訓令の一部改正)
- 4 福井県警察本部通信指令室の運営に関する訓令(平成元年福井県警察本部訓令第42号)の一部を次のように改正する。
第6条中「指令室勤務員」を「交替制の指令室勤務員」に改める。
(福井県警察本部交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正)
- 5 福井県警察本部交通機動隊の運営に関する訓令(昭和52年福井県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「1週間当たりの」を「1週間当たり」に改める。
第9条(見出し含む。)中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

(福井県警察本部高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正)

- 6 福井県警察本部高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（昭和48年福井県警察本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

附 則（平成10年3月11日福井県警察本部訓令第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

（福井県警察職員の勤務時間に関する訓令の全部改正についての一部改正）

- 2 福井県警察職員の勤務時間に関する訓令の全部改正について（平成7年警務訓第8号）の一部を次のように改正する。

第5の3（2）イの表を次のように改める。

職 員	勤務制	勤務制の型
警察本部において特捜の業務に従事する職員	毎日制勤務	(I)
警察本部において移動警察の業務に従事する職員		
鉄道警察隊員		
交通機動隊の隊員	毎日制勤務	(I)
警察署の交替制勤務以外の地域警察官		
警察署において5班体制で当直に就いている職員		(II)又は(III)
警察署において6班体制で当直に就いている職員		(IV)又は(V)

第5の3（2）エ（ア）中「正規の開始及び終了時刻」を「交替制勤務員の正規の勤務の開始及び終了時刻」に改め、同（ア）a中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後5時45分まで」に改め、同（ア）b中「午前8時30分から翌日の午前8時30分まで」を「午前9時から翌日の午前9時まで」に改める。

附 則（平成11年7月7日福井県警察本部訓令第12号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成11年7月7日から施行する。

（福井県警察職員の勤務時間に関する訓令の全部改正についての一部改正）

- 2 福井県警察職員の勤務時間に関する訓令の全部改正について（平成7年警務訓第8号）の一部を次のように改正する。

本文中「および」を「及び」に改め、「または」を「又は」に改め、「ならびに」を「並びに」に改める。

第5の2に次の一号を加える。

(4) 時差勤務

所属長は、勤務の内容、警察事象の発生状況等に応じ、勤務の開始及び終了の時刻、休憩時間及び休息時間を訓令別表2の中から指定することができることとした。
第5の3（2）イの表を次のように改める。

職 員	勤務制	勤務制の型
警察署において5直体制で当直に就いている職員	毎日制勤務	(II)又は(III)
警察署において6直体制で当直に就いている職員		(IV)又は(V)
上記以外の業務に従事する交替制勤務以外の職員		(I)

様式中「署長、副署長及び次長」を「署長及び副署長」に改める。

附 則（平成12年3月15日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成12年3月21日から施行する。

附 則（平成13年11月22日福井県警察本部訓令第37号）

この訓令は、平成13年11月26日から施行する。

附 則（平成16年3月19日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月26日から施行する。

附 則（平成18年4月28日福井県警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月5日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年3月16日から施行する。

附 則（平成21年12月22日福井県警察本部訓令第41号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日福井県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定については、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成22年7月22日福井県警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成22年7月22日から施行する。

附 則（平成25年3月12日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成26年3月17日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則（平成28年3月14日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成28年12月27日福井県警察本部訓令第52号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月14日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成31年3月14日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日福井県警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

附 則（令和3年3月10日福井県警察本部訓令第11号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和4年3月11日福井県警察本部訓令第6号）
この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年8月19日福井県警察本部訓令第26号）
この訓令は、令和4年8月19日から施行する。

附 則（令和5年2月28日福井県警察本部訓令第9号）
この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和6年3月4日福井県警察本部訓令第9号）
この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

別表1（第2条、第4条関係）

種別	勤務時間	休憩時間
1	午前6時から午後2時45分まで	午後0時から午後1時まで
2	午前6時30分から午後3時15分まで	同 上
3	午前7時から午後3時45分まで	同 上
4	午前7時30分から午後4時15分まで	同 上
5	午前8時から午後4時45分まで	同 上
6	午前8時30分から午後5時15分まで	同 上
7	午前9時から午後5時45分まで	同 上
8	午前9時30分から午後6時15分まで	同 上
9	午前10時から午後6時45分まで	同 上
10	午前10時30分から午後7時15分まで	同 上
11	午前11時から午後7時45分まで	午後5時30分から午後6時30分まで
12	午前11時30分から午後8時15分まで	同 上
13	午後0時から午後8時45分まで	同 上
14	午後0時30分から午後9時15分まで	同 上
15	午後1時から午後9時45分まで	同 上

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	所 属 名	特 別 勤 務 者
本 部	留置管理課	全職員。ただし、課長を除く。
	情報技術企画課	照会センターの業務に従事する職員
	地域指導課	鉄道警察の業務に従事する職員及び通信指令の業務に従事する職員
	人身安全・少年課	子供女性安全対策の業務に従事する職員及び人身安全関連事案対処の業務に従事する職員
	生活環境課	特捜の業務に従事する職員
	サイバー犯罪対策課	特捜の業務に従事する職員
	地域機動警察隊	隊員（隊長及び副隊長を除く。以下同じ。）及び水上警察の業務に従事する職員
	捜査第一課	検視の業務に従事する職員、特捜の業務に従事する職員及び移動警察の業務に従事する職員
	捜査第二課	特捜の業務に従事する職員
	組織犯罪対策課	実態解明に従事する職員、特殊詐欺対策の業務に従事する職員及び特捜の業務に従事する職員
	鑑識課	機動鑑識の業務に従事する職員
	機動捜査隊	隊員
	交通指導課	特捜の業務に従事する職員
	交通機動隊	隊員
	高速道路交通警察隊	隊員
	公安課	特捜の業務に従事する職員
	機動隊	隊員
	原子力施設警備隊	隊員
警察署	全職員。ただし、管理職手当を支給する者を除く。	

別表3 (第3条関係)

勤務制の区分	週休日	勤務日	勤務の開始及び終了時刻		休憩時間																																																												
			正規	時差																																																													
毎日制勤務	4週間に付き 8日	4週間に付き ・7時間45分 勤務日 20日	午前8時30分から 午後5時15分まで	所属長は、7時間45分勤務日において、次の時差勤務を指定することができる。																																																													
3交替制勤務	3週間に付き 6日	3週間に付き ・15時間30分 勤務日(当番) 7日 ・7時間45分 勤務日(日勤) 1日	・15時間30分 勤務日(当番) 午前9時から 翌日午前9時まで ・7時間45分 勤務日(日勤) 午前9時から 午後5時45分まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>勤務開始時刻</th> <th>勤務終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>午前0時</td><td>午前8時45分</td></tr> <tr><td>2</td><td>午前3時</td><td>午前11時45分</td></tr> <tr><td>3</td><td>午前6時</td><td>午後2時45分</td></tr> <tr><td>4</td><td>午前6時30分</td><td>午後3時15分</td></tr> <tr><td>5</td><td>午前7時</td><td>午後3時45分</td></tr> <tr><td>6</td><td>午前7時30分</td><td>午後4時15分</td></tr> <tr><td>7</td><td>午前8時</td><td>午後4時45分</td></tr> <tr><td>8</td><td>午前8時30分</td><td>午後5時15分</td></tr> <tr><td>9</td><td>午前9時</td><td>午後5時45分</td></tr> <tr><td>10</td><td>午前9時30分</td><td>午後6時15分</td></tr> <tr><td>11</td><td>午前10時</td><td>午後6時45分</td></tr> <tr><td>12</td><td>午前10時30分</td><td>午後7時15分</td></tr> <tr><td>13</td><td>午前11時</td><td>午後7時45分</td></tr> <tr><td>14</td><td>午前11時30分</td><td>午後8時15分</td></tr> <tr><td>15</td><td>午後0時</td><td>午後8時45分</td></tr> <tr><td>16</td><td>午後0時30分</td><td>午後9時15分</td></tr> <tr><td>17</td><td>午後1時15分</td><td>午後10時</td></tr> <tr><td>18</td><td>午後2時15分</td><td>午後11時</td></tr> <tr><td>19</td><td>午後3時15分</td><td>午前0時</td></tr> </tbody> </table>			勤務開始時刻	勤務終了時刻	1	午前0時	午前8時45分	2	午前3時	午前11時45分	3	午前6時	午後2時45分	4	午前6時30分	午後3時15分	5	午前7時	午後3時45分	6	午前7時30分	午後4時15分	7	午前8時	午後4時45分	8	午前8時30分	午後5時15分	9	午前9時	午後5時45分	10	午前9時30分	午後6時15分	11	午前10時	午後6時45分	12	午前10時30分	午後7時15分	13	午前11時	午後7時45分	14	午前11時30分	午後8時15分	15	午後0時	午後8時45分	16	午後0時30分	午後9時15分	17	午後1時15分	午後10時	18	午後2時15分	午後11時	19	午後3時15分	午前0時
		勤務開始時刻		勤務終了時刻																																																													
1	午前0時	午前8時45分																																																															
2	午前3時	午前11時45分																																																															
3	午前6時	午後2時45分																																																															
4	午前6時30分	午後3時15分																																																															
5	午前7時	午後3時45分																																																															
6	午前7時30分	午後4時15分																																																															
7	午前8時	午後4時45分																																																															
8	午前8時30分	午後5時15分																																																															
9	午前9時	午後5時45分																																																															
10	午前9時30分	午後6時15分																																																															
11	午前10時	午後6時45分																																																															
12	午前10時30分	午後7時15分																																																															
13	午前11時	午後7時45分																																																															
14	午前11時30分	午後8時15分																																																															
15	午後0時	午後8時45分																																																															
16	午後0時30分	午後9時15分																																																															
17	午後1時15分	午後10時																																																															
18	午後2時15分	午後11時																																																															
19	午後3時15分	午前0時																																																															
4交替制勤務	4週間に付き 8日	4週間に付き ・15時間30分 勤務日(当番) 7日 ・7時間45分 勤務日(日勤) 6日		<ul style="list-style-type: none"> ・15時間30分 勤務日(当番) 午前9時から 翌日午前9時までの間に 8時間30分 ・7時間45分 勤務日(日勤) 勤務時間の途中に1時間 																																																													

別記様式省略